

【参考1】

国有林材の安定供給システム申請書及び企画提案書の作成要領

全般的事項

- 1 企画提案書等の記載内容については、最近の情勢を踏まえて具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて取り組みの目玉やトピックス等を分かり易く記載してください。
- 2 国有林材の安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）及び企画提案書の様式は、ホームページの様式を使用してください。
- 3 今回公募するシステム販売では、提出いただく申請書及び企画提案書は次のタイプに区分して取り扱います。
Aタイプ： 山土場に集材された原木を工場等へ直送し、工場等で原木の計測（計量）を行うもの
1）自動選別機（又はそれに変わる装置）を利用することにより客観的データが得られ、効率的な計測等ができるもので速やかに運材量の報告ができるもの
Bタイプ： Aタイプ以外のもの
- 4 異なる森林管理署（支署）の複数の物件に応募する場合であっても、申請する者が同一であれば、申請書及び企画提案書は一つにまとめてください。
- 5 原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）については、製材工場その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同で申請するものとします。
なお、販売協定を締結して申請する場合については、販売協定を締結した物件毎に申請書及び企画提案書を作成してください。
- 6 製材品需要者（住宅メーカー、木質バイオマス発電所などをいう。以下、同じ。）については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同で申請する必要があります。
- 7 複数の者が共同で申請する場合であっても、申請する者の全てが林産物売り払いの一般競争参加資格を有している必要があるので、留意願います。ただし、製材品需要者であっても、製材工場等と共同で申請する場合は、林産物売り払いの一般競争参加資格有している必要はありません。
- 8 複数の者が共同で申請する場合、共同で申請する構成員は、共同申請した物件に対して単独又は他の者と共同で申請することはできません。

- 9 原木の長さ（長級）は、企画提案事項とします。ただし、多様な長級の採材などの提案には沿えないことがあります。
- 10 特定の径級を対象とした企画提案は、採用出来ません。なお、物件毎に示した原木はすべて受け入れていただくことになります。

申請書の作成

- 1 「1 買受希望数量等」の数量は、公告における物件番号別の出材予定数量と一致させてください。
- 2 「2 添付書類」の(1)直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書、(2)納税証明書の写し、(3)社会保険の加入を証する書類及び(4)保有する資格を証する書類について、共同申請の場合は、申請する者すべての分について提出してください。なお、社会保険の加入状況は、申請書を提出する日の前月の加入状況について記載してください。
- 3 「3 安定供給システム販売に係る事業計画」は、今回、システム販売で買い受けを希望する当該物件の利用計画について記載してください。
なお、製材工場等が複数の場合は、まとめて記載してください。
また、協定期間が複数年度にわたる場合の次年度以降の年度別事業計画は、各年度当初に提出していただくことになります。
- 4 「4 事業内容 (1) 原木取扱実績」については、原木市場等の実績について記載してください。共同で申請する者の中に原木市場等の事業者がない場合は、記載する必要はありません。
- 5 「4 事業内容 (2) 製材品製造実績」については、製材工場の他、合板工場、集成材工場、プレカット工場、チップ工場など木材を加工する事業者について記載してください。
なお、複数の木材を加工する事業者が共同で申請する場合は、それぞれの事業者について記載・作成してください。
また、原木市場等が、製材工場等と販売協定を締結し申請する場合は、販売協定先についても「(1) 製材品製造実績」を作成し添付してください。
- 6 「4 事業内容 (3) 最終製品製造実績」については、製材品需要者の実績について記載してください。共同で申請する者の中に製材品需要者がいない場合は、記載する必要はありません。なお、単位については、記載内容に応じて適宜変更してください。
- 7 「別紙 暴力団排除に関する誓約事項」(以下「誓約事項」という。)について申請書の提出前に確認し、申請書に誓約事項を添付してください。申請書に添付することによって、誓約事項に同意したものとします。
なお、共同申請の場合は、申請書への誓約事項の添付は1部で構いません。申請書に添付することによって、申請する需要者全員が誓約事項に同意したものとします。

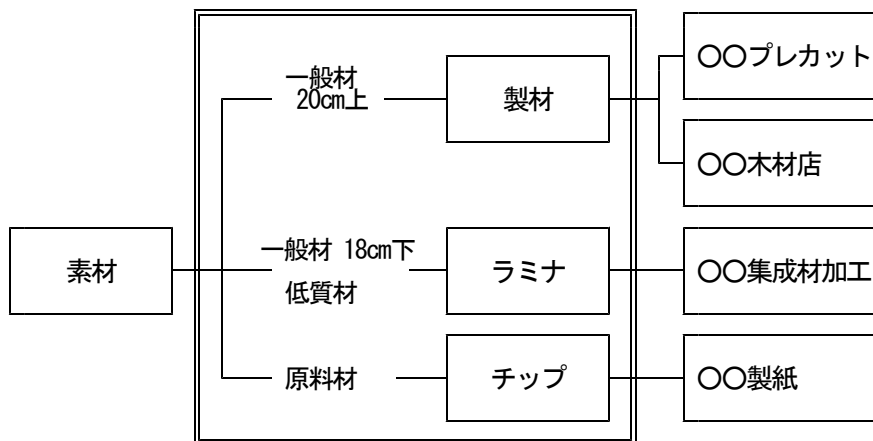
企画提案書の作成

- 1 様式の枠内に記入できない場合は、欄を増やしたり、必要に応じて別紙を添付するなどしてください。
- 2 共同で申請される場合は、代表者が他の者にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成してください（申請者ごとに企画提案書を作成することがないようにしてください）。
- 3 「1 システム販売で購入する材の利用計画（模式図）」は、買い受けた原木がどのように加工・流通するのか、買い受けた原木がどのように申請者の間で分配され加工・流通するのか、買い受けた原木の流通経路がわかるように記載してください。記載にあたっては、申請書の事業計画と整合性がとれるよう留意してください。

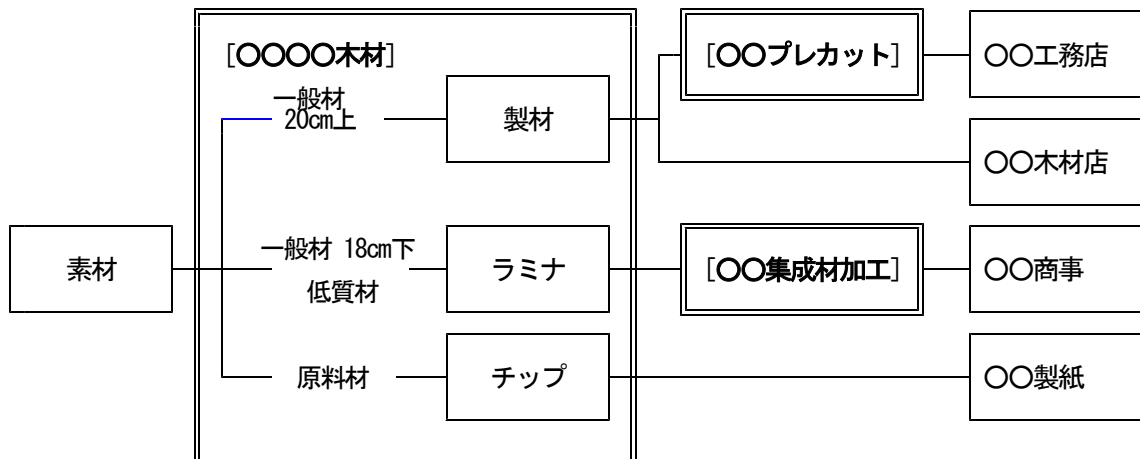
なお、加工する種類や販売予定先が多岐にわたる場合は、まとめて記載するなどしてください。

模式図の記載例について、以下に示すので参考にしてください。

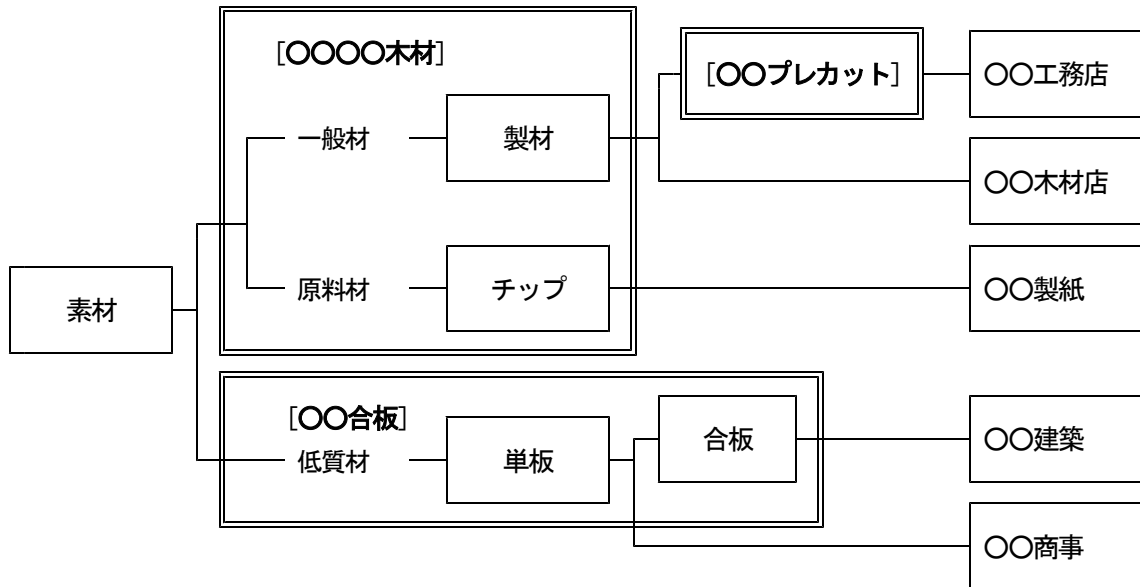
（例1 単独申請の場合）



（例2 共同申請の場合その1） ※ [] は申請者



(例3 共同申請の場合その2) ※ [] は申請者



4 「3 企画提案する取組内容」は、次の点に留意してください。

(1) それぞれの項目ごとに、次に留意して記載してください。

- ① 今までどのように取り組んできたか、今回システム販売で原木を購入するにあたってどのような取組みを行っていくのか記載してください。
- ② 最近の情勢を踏まえてた具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて取り組みの目玉やトピックス等を分かり易く記載してください。
- ③ 今後の設備投資又は新製品開発などの計画があれば記載してください。

(2) 「⑦山土場での選別・巻立を簡略化し、自動選別機・トラックスケール等による計測を念頭に山土場で集材されて原木を工場等へ直送するもの」については、次に留意して記載してください。

- ① 公告で示したAタイプの取組を行う場合に、具体的に記載してください。
- ② 工場等に直送し、工場等で原木の計測を行うにあたって、次のことは必ず記載してください。
 - ア 山土場から直送して搬入する場所（原木の計測等を行う場所）、及び原木の計測・集計の方法を記載してください。なお、山土場から直送して搬入する場所は1カ所としてください（共同申請であっても1カ所）。
 - イ トラックの積荷状況確認する写真の撮影方法（トラック運転手に依頼するなど）を記載してください。
- ③ トラックの手配・配車計画についても必ず記載してください。

5 「4 共同で申請する理由又は製材工場等と販売協定を締結した理由」は、共同で申請するに至った理由又は販売協定締結に至った理由、申請する者（販売協定した需要者を含む）の間でどのように連携するのか、連携することによりどのようなメリットがあるのか記載してください。

また、共同で申請する需要者の中に、原木市場その他木材流通機能を有する事業者がいる場合は、共同で申請する者の中での役割、原木及び製材品流通の考え方（どのような樹材種の原木をどのような工場に渡し、製材品を道内外のどのような工務店・地域ビルダー・大手ハウスメーカーに渡す計画で、そのメリット）、森林・林業再生に向けて物流をどう改革していくのかについて記載してください。

6 「5 買受を希望する林産物の価格検討表」については、別紙「買受を希望する林産物の価格検討表の作成方法」を参照してください。

また、新たに「別添 買取提案価格表」を提出して頂きます。なお、共同（販売協定）で申請した物件については、代表者が申請者全員の価格検討表をとりまとめて買取提案価格を記載してください。

7 協定締結者に提出いただいた企画提案の概要は、公表するものとします。

(別紙)

「買受を希望する林産物の価格検討表」の作成方法等

山元への利益還元につながる取り組みを支援していくため、原木歩留まり加工・流通コストを明らかにしていただいた上で、製品価格から原木の工場着価格、山元価格を算出して、【別添】買取提案価格表を提示していただくものです。

記載例を参照していただき、作成してください。

1 作成にあたって

(1) 共同申請の場合、原木を加工する工場ごとに作成してください。原木市場その他木材流通機能を有する事業者で製材工場等と販売協定を締結した上で申請する場合は、販売協定の締結先（原木を加工する工場に限る）について作成してください。

(2) 様式は、次のようになっています。

【様式5】一般材・低質材用

一般材・低質材が含まれる物件に申請する場合に作成してください。

なお、Aタイプの企画提案の場合は、山元価格の算出は様式6によることとし、この様式での山元価格は算出の必要はありません。

【様式6】一般材・低質材用（Aタイプ・山元価格の提出）

Aタイプで自動選別機等を利用する企画提案の場合に作成してください。様式5の1～4を作成した上で、応募物件ごとに作成してください。

【様式7】原料材用

原料材が含まれる物件に申請する場合に作成してください。

なお、買受ける原木すべてを木質バイオマス発電原料として利用する場合は、作成の必要はありません。

【様式8】FITによるバイオマス発電用

再生可能エネルギー電気の固定買取価格制度（FIT）に基づき施設認定された木質バイオマス発電所に対して、その燃料となるチップ等を供給する場合に作成してください。

なお、買受ける原木を木質バイオマス発電原料として利用しない場合は、作成の必要はありません。

【別添】買取提案価格表（各価格検討表を基に、買取提案価格を提出してください。
なお、共同（販売協定）で申請した物件については、申請者全員の価格をとりまとめて一つの買取提案価格を提出してください。

2 【様式5】一般材・低質材用の作成方法

- (1) ①製品総売上額、②製品出荷材積、④製品仕入れ材積、⑤原木仕入れ材積、製造コスト（A：諸経費等、B：製品数量）は、決算書類等に基づき、前年度の実績を記載してください。
- (2) 計算式が記載されている箇所については、計算式にしたがって算出してください。
- (3) ①製品総売上額は、損益計算書における製材品の売上高を記載してください。損益計算書と一致しない場合は、その理由を余白に記入してください。
- (4) 【参考】主製品別の価格は、工場で生産する主な製品について、直近の売上価格及び比較検討用として前年同月期の価格を記載してください。
- (5) ④の製品仕入れ材積とは、半製品を仕入れて仕上げ加工を行ったりプレカット加工を行っている製材工場等で、原木のほかに、製材等の製品を仕入れて加工している場合に該当します。
- (6) 製造コストのその他コストについては、営業コスト、一般管理コスト、利益等を含めてください。
- (7) 製造コストについて、乾燥やモルダール等のコストに区分できない場合は、「計」欄にまとめて記載してください。また、製材等とチップ等に分けて管理・集計していない場合は、おおよその割合を乗じて算出してください。
- (8) ⑧工場着価格は、工場で主力となる樹材種・長級・径級の価格を記載してください。
- (9) 「5. 山元価格の算出」については、応募する物件ごとに、物件内容に含まれる樹材種別に記載してください。それぞれの物件番号ごとに山元から工場までの平均的な運搬コスト（積込経費を含む）を記載し、山元価格から運搬コストを差し引いて算出してください。

工場着価格は、「4. 原木受け入れ価格」で記載した樹材種については⑧の価格を転

記してください。それ以外については、⑧の価格を参照に工場着価格を設定してください。

3 【様式6】一般材・低質材用（Aタイプ・山元価格の提出）の作成方法

- (1) 応募する物件ごとに作成してください。
- (2) 物件内容に含まれる樹材種別に記載してください。
- (3) A：工場着価格は、【様式5】の4に記載した樹材種については⑧の価格を転記してください。それ以外については、⑧の価格を参照に工場着価格を設定してください。
- (4) B：工場への転送コストは、原木を計測する場所から工場へ原木を転送する経費を記載してください。原木を計測する場所と工場が同一敷地の場合は0円としてください。また、運搬先が複数の工場の場合は、平均の運搬コストを記載してください。
- (5) C：選別・仕訳コストは、原木を計測する場所での選別・仕訳にかかる経費を記載してください。計測・集計に要する経費は含めないでください。
- (6) D：山土場からの運搬コストは、山元から工場までの平均的な運搬コスト（積込経費を含む）を記載してください。

4 【様式7】原料材用の作成方法

- (1) ①製品総売上額、②製品出荷材積、加工コスト（A：諸経費等、B：製品数量）は、決算書類等に基づき、前年度の実績を記載してください。
- (2) 計算式が記載されている箇所については、計算式にしたがって算出してください。
- (3) ①製品総売上額は、損益計算書における製材品の売上高を記載してください。損益計算書と一致しない場合は、その理由を余白に記入してください。
- (4) 【参考】主製品別の価格は、工場で生産する主な製品について、直近の売上価格及び比較検討用として前年同月期の価格を記載してください。

(5) 加工コストのその他コストについては、営業コスト、一般管理コスト、利益等を含めてください。

(6) 加工コストについて、製材等とチップ等に分けて管理・集計していない場合は、おおよその割合を乗じて算出してください。

(7) ⑤工場着価格は、原料材の工場着価格を記載してください。

(8) 「5. 山元価格の算出」については、応募する物件ごとに、原料材価格を記載してください。それぞれの物件番号ごとに山元から工場までの平均的な運搬コスト（積込経費を含む）を記載し、山元価格から運搬コストを差し引いて算出してください。

5 【様式8】FITによるバイオマス発電用の作成方法

(1) 買取希望価格を算出するまでの過程について、発電した電気の買取価格を踏まえて明らかにしていただくものであり、「間伐材等由来のバイオマス」の買取に係る価格算出過程を記載してください。

(2) ①年間発電予定総量、②年間売電収入、③年間必要運転経費、⑤年間購入予定燃料の数量、⑥燃料の重量換算係数、⑨燃料輸送費、⑩原木加工費は、バイオマス発電計画に基づき記載してください。

なお、②-bについては、売電単価が決まっていることから、 $a \times 32$ 円/kwhにより算出してください。

(3) 計算式が記載されている箇所については、計算式にしたがって算出してください。

(4) ⑫山元での買取価格については、(支) 署分ごとに、山元からチップ工場までの平均的な運搬コスト（積込経費を含む）を記載してください。

6 【別添】買取提案価格表

各価格検討表を基に、買取提案価格を提出してください。なお、共同（販売協定）で申請した物件については、申請者全員の価格をとりまとめて一つの買取提案価格を提出してください。